

第1節 次世代育成支援対策の更なる推進

我が国においては、急速に少子化が進行し、2005（平成17）年の合計特殊出生率は、1.26と過去最低を更新するとともに、人口も2004（平成16）年をピークとして減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなった。2006（平成18）年の合計特殊出生率（概数）は、前年を0.06ポイント上回る1.32、出生数は対前年比3万人増の109.3万人と、いずれもやや増加に転じたものの、依然として低い水準にある。また、2006年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると、現在の傾向が続けば、50年後（2055（平成67）年）には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されている。

このような我が国の少子化の現状は、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望が叶えられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられ、この国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要である。

このため、結婚や出産に関し、何が希望と実態のかい離を招いているのか、それを解消していくためにはどのような方策が重要なのかを明らかにすべく、2006年11月から社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会において議論が進められ、2007（平成19）年1月に『「出生等に対する希望を反映した人口試算」の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理』が公表された。これによると、

経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と家庭の調和

夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

などが結婚や出産に影響を及ぼしている要素として整理されている。

政府としては、2004年6月に策定した「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（「子ども・子育て応援プラン」）に基づき、若者の自立や働き方の見直し、地域の子育て支援等、総合的な取組みを進めているところであるが、さらに2007年度においては、児童手当の乳幼児加算や育児休業給付の引上げなど出産前後や乳幼児期における経済的支援を充実するとともに、若年者雇用対策の強化、生後4か月までの全戸訪問、地域子育て支援拠点の拡充、全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進などの地域の子育て支援策の充実などの取組みを実施することとしている。

さらに、2007年2月には、少子化社会対策会議の下に関係閣僚と有識者で構成される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が発足した。同検討会議は、2030（平成42）年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図るべく検討し、2007年末を目途に重点戦略の全体像を提示することとしている。

第2節

すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

1 地域における子育て支援体制の強化

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大し、とりわけその8割以上が家庭で育児されている3歳未満の子どもを持つ女性の中には、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

このような状況を受けて、2007（平成19）年度には、地域の子育て支援拠点であるつどいの広場と地域子育て支援センターを再編し、児童館の活用も図りながら、6,000か所の整備を前倒して実施することとし、地域の子育て支援拠点の整備を一層推進している。

このような地域における子育て支援の拠点については、量的な整備と併せて、当事者自身が共に支え合い、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、つどいの広場等に関わる実践者等による全国組織として、「つどいの広場全国連絡協議会」が2004（平成16）年4月に設立され（2007年4月より「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」）、各種セミナー・研修の開催等の活動を行っている。

また、急な残業など変則的な保育ニーズに対応するための送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業（地域において育児の手助けが必要な人と手助けをしたい人からなる会員組織）、児童養護施設等において親の残業や出張、病気の際に、その家庭の児童を預かる子育て短期支援事業、出産後間もない時期や様々な要因で養育が困難となっている家庭に対して、育児・家事の援助や具体的な育児に関する技術支援を行う育児支援家庭訪問事業等を展開し、地域の子育て支援機能の強化を図っている。

さらに、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を展開している。

2 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しており、2006（平成18）年5月1日時点において、放課後児童クラブ数は、全国で15,857か所、登録児童数は70万4,982人となっている。また、2007（平成19）年度からは、文部科学省において実施する放課後子ども教室推進事業と一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施を目指し推進を図っている。

第3節 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

保育所は、親の就労等の事情により家庭で保育することのできない乳幼児を保育する施設であり、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、就労形態の多様化に対応した保育サービスを提供している。

1 待機児童ゼロ作戦

2006（平成18）年4月現在、保育所数は約2万2,699か所、入所児童数は約200万人となっている。保育所入所児童数は、少子化を背景に減少していたが、共働き家庭の増加等により1995（平成7）年以降、都市部を中心に増加に転じている。このような状況に対応するため、「待機児童ゼロ作戦」を推進し、保育所、保育ママ、幼稚園による預かり保育等を活用することにより、2002（平成14）年度からの3年間で目標を上回る約15万6千人の受入児童数の拡大を達成した。

また、2005（平成17）年度からの取組みとして、「子ども・子育て応援プラン」に基づき待機児童数が50名以上いる市町村を中心に2007（平成19）年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図っていくとともに、保育需要が増大している市町村においては、保育計画により待機児童の解消に向けた総合的な取組みを促進していくこととしている。

なお、保育所入所待機児童については、2006年4月現在、3年連続で減少し、初めて全国で2万人を切ったところである。

2 多様なニーズに合わせた保育サービス

多様な保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する延長保育や、おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所、そのほか休日保育、一時・特定保育等の保育所における多様な保育サービスの推進を図るとともに、地域における保育需要の偏在に対応する

送迎保育ステーション事業や、保育士や看護師の資格を有する保育ママの居宅等において低年齢児を中心に保育を行う家庭的保育事業等の推進を図っている。

3 幼稚園と保育所の連携等と認定こども園

幼稚園と保育所については、施設の共用化の推進、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施、資格の併有の促進などの取組みを行っており、地域や保護者の多様なニーズに応じた設置・運営を図っている。

こうした連携の取組みを踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004(平成16)年3月)等を踏まえ実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」(認定こども園)については、2006(平成18)年6月15日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、同年10月1日から施行された。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、

就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能)

地域における子育て支援機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能)

を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを設けるとともに、各般の特例措置を講ずることとしている。

第4節

仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現

1 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に向けた企業の取組促進

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定・実施が適切に行われるよう、周知啓発等を行っている。

一般事業主行動計画については、2007(平成19)年3月末現在で、策定・届出が義務づけられている従業員301人以上の大企業のうち99.8%が届出済みとなっており、策定・届出が努力義務となっている300人以下の中小企業においては5,736社において届出が行われている。2007年4月からは、行動計画に掲げた目標を達成するなど、一定の要件を満たした企業に対する厚生労働大臣による認定が始まり、さらに多くの企業が認定を目指して取組みを行うよう、周知啓発に努めているところである。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

近年、労働時間の長い者と短い者の割合が共に増加する、いわゆる、「労働時間分布の長短二極化」の進展等、新たな課題が発生している。

こうした状況を踏まえ、労働時間、休日、休暇等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善するための法律である労働時間等設定改善法に基づき、労使の自主的な取組みを推進することを通じて、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進を進めている。

また、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和が取れた社会を実現させるため、法定割増賃金率の引き上げ等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律案」を、2007（平成19）年3月、第166回通常国会に提出するとともに、時間外労働の削減に取り組む中小企業に対する助成金の創設、労働基準監督官による重点的な監督指導等を図り、長時間労働の是正に努めている。

さらに、どのような働き方をしても、誰もが安心して働けることができる環境を整備していくことは重要な課題であるが、パート労働者の待遇については働きに見合ったものになっていない場合もある。こうしたことから、すべてのパートタイム労働者を対象として、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の促進等を図る「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を2007年2月に第166回通常国会へ提出し、同年5月25日に成立したところである（第3章第3節（216頁）参照）。

このほか、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透を図るため、企業経営者、経営者団体、有識者の参集を求め、「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、2006（平成18）年10月に提言を取りまとめたところである。この提言は、男性も育児参加できる働き方の必要性やそのメリット、そのような働き方を可能とする取組み等について、企業経営の視点から経営者に取組みを呼びかけるものであり、男性が育児参加しやすい職場環境として、すべての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を提唱している。男性も女性も子育てをしながら安心して働き続けることができる社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広めることが重要であることから、本提言の積極的な普及を図っている。

第5節

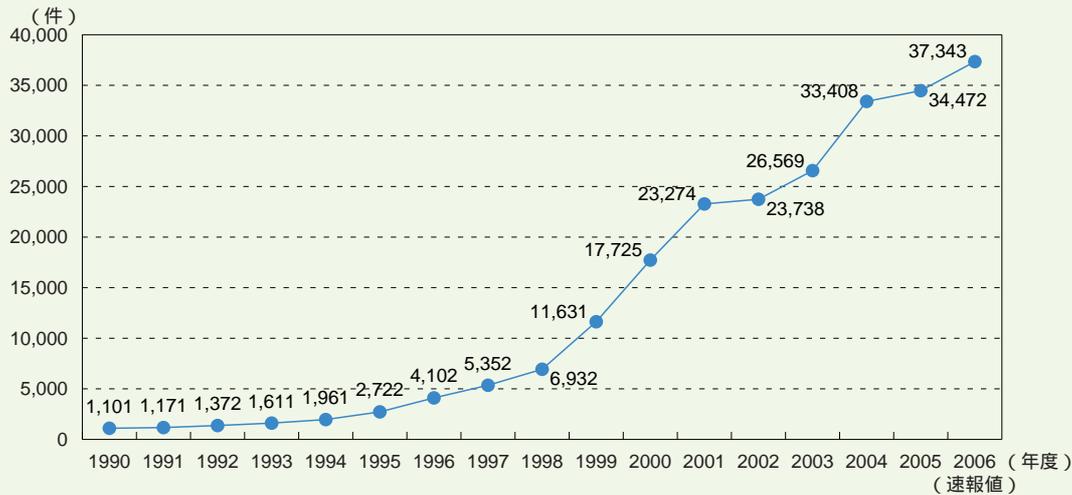
児童虐待防止対策など子どもの保護・支援の充実と配偶者からの暴力への対策の充実

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）が施行され、その後2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童

相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2006（平成18）年度には児童虐待防止法制定直前の約3.2倍に当たる37,343件（速報値）となるなど、依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている（図表2-5-1）。

図表2-5-1 虐待に関する相談対応件数の推移



資料：1990～1999年度は厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）」、2000～2005年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」、2006年度（速報値）は厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べによる。

2 児童虐待防止対策の取組状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるおそれがあるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要である。

このため、

発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施、出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術支援等を行う、育児支援家庭訪問事業の推進、子育て中の親子が相談・交流できる、地域子育て支援拠点の整備

早期発見・早期対応に関しては、市町村における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置促進及び機能強化、児童相談所がいつでも相談に応じる24時間・365日体制の整備、児童福祉司の配置基準の見直しなど児童相談所の体制強化、虐待をした親自身への再発防止対策として、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う家族療法事業の推進

保護・自立支援に関しては、児童養護施設等における小規模ケア（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）の推進や個別対応職員の常勤配置、里親への委託を推進するための支援体制の充実、児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職やアパート等の賃借ができるよう、身元保証人を確保するための、身元保証人確保対策事業の創設

などの取組みを実施している。

特に、2006（平成18）年度においては、2007（平成19）年1月に児童相談所運営指針等の改正を行い、児童相談所の虐待対応について、安全確認を行う時間ルールを設定し、その時間としては48時間以内が望ましい旨明記するなど安全確認に関する基本ルールの設定、虐待に関する情報についてはすべて通告として受理するなど虐待通告の受付に関する基本の徹底、要保護児童対策地域協議会の運営強化など関係機関相互における情報共有の徹底などの見直しを行ったところである。

3 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、全国フォーラムの開催、政府広報を活用した各種媒体（新聞、テレビ、雑誌等）による広報啓発など、関係機関等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に、民間団体（児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っている。

4 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正

2007（平成19）年、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」によって、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正された。この法案は、2004（平成16）年の改正児童虐待防止法附則の見直し規定を踏まえ、議員立法として、2007（平成19）年4月、第166回通常国会に提出され、同年5月25日に成立した（2008（平成20）年4月施行）。改正の概要は次のとおりである。

< 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要 >

- 1 児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入りを可能とする立入調査等の強化
- 2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等
- 3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

5 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2005（平成17）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談実人員を見ても、73,058人（2004（平成16）年度71,070人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が21,125人（2004（平成16）年度20,119人）であり、相談理由の28.9%（前年度28.3%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている。

6 配偶者からの暴力対策の取組状況

配偶者からの暴力被害者に対する相談・保護等の援助については、婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワークの整備、婦人相談員等の支援職員に対する専門研修の実施、婦人相談所一時保護所等における心理療法担当職員の配置及び夜間警備の実施、母子生活支援施設、民間シェルター等への一時保護委託の実施など、各種施策を講じ、配偶者からの暴力被害者に対する支援の充実を図っている。

2007（平成19）年度においては新たに、全ての婦人相談所一時保護所への同伴児童の対応を行う指導員の配置、婦人保護施設に配置されている心理療法担当職員の常勤化及び婦人相談所一時保護所等を退所する配偶者からの暴力被害者等が安心して就職やアパートの賃借ができるよう、身元保証人を確保するための身元保証人確保対策事業を実施することとしている。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」については、2004（平成16）年の改正により盛り込まれた附則第3条により、施行後3年を目途として必要な見直しを行うこととされている。これを踏まえ、議員立法として、2007（平成19）年6月、第166回通常国会に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が提出され、同年7月5日に成立した（2008（平成20）年1月11日施行）。

改正の概要は次のとおりである。

< 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の概要 >

- 1 市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
- 2 保護命令制度の充実
 - (1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - (2) 電話等を禁止する保護命令
 - (3) 被害者の親族等への接近禁止命令 等

第6節

母子保健施策の充実

1 「健やか親子21」の推進

母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」については、その中間年に当たる2005（平成17）年度に、「健やか親子21」推進検討会において中間評価を行い、過去5年間の成果を踏まえつつ、今後重点的に取り組む方向性等を示したところである。また、2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、「健やか親子21」の趣旨を踏まえた施策内容と目標を掲げているところであり、今後とも、より積極的に施策を推進していくこととしている。

2 子どもの心の健康支援

発達障害や児童虐待など、様々な子どもの心の問題に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、2005（平成17）年から2年間にわたって「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」が開催され、2007（平成19）年3月に、「子どもの心の診療医」の養成方法などについての報告書が取りまとめられたところである。

3 周産期医療の充実

母体が危険な妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供するため、一般産科病院等と高次の医療機関との連携体制を整備する「周産期医療ネットワーク」の整備を進めており、「子ども・子育て応援プラン」において、2007（平成19）年度までに、全都道府県において整備することとしている。

4 ヒト受精胚の研究利用の指針作成

2004（平成16）年7月に総合科学技術会議で取りまとめられた「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を踏まえ、文部科学省等関係府省と連携しつつ、厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する専門委員会を開催し、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用に関する適切な取扱いを確保する指針などの検討を進めているところである。

5 マタニティマークについて

マタニティマークは、妊産婦の方々への配慮を広く国民に周知するために定めたものであり、母子健康手帳とともに妊婦に配布され、活用が図られることが効果的・効率的であると考えられることから、各市町村において、母子健康手帳とあわせてマタニティマークの配布について

積極的な取組みが図られるよう、2007（平成19）年度より地方財政上の措置を図ったところである。

6 不妊治療に対する支援について

医療保険の適用がない高度な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、2004（平成16）年度より特定不妊治療費助成事業を実施し、配偶者間の不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成している。

なお、2007（平成19）年度より、支給額を増額するとともに、所得制限の緩和を図ったところである。

第7節

母子家庭等自立支援対策の推進

母子家庭等対策については、2002（平成14）年に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、2003（平成15）年には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、自立・就業に主眼を置いて、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している。

また、2006（平成18）年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議において、「再チャレンジ支援総合プラン」が決定されたほか、今般、新たに母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標設定などを含む「成長力底上げ戦略」がスタートしたところである。

2007（平成19）年度においては、こうした状況を踏まえるとともに、下記のとおり、就業支援を始めとした取組みを行うこととしている。

（子育て・生活支援）

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等のための身元保証人確保対策事業の創設

（就業支援）

母子家庭の母が在宅就業の機会を得るための支援事業の創設

母子家庭の母を積極的に雇用する民間企業に対する法人からの寄付金について、税制上の優遇措置の創設

（養育費の確保）

養育費の取り決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談支援センター」の創設

母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置

第8節

児童手当の拡充

児童手当制度については、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、2007（平成19）年4月1日より、3歳未満の乳幼児に対する児童手当等の額を、第1子及び第2子について月5千円増額し、出生順位にかかわらず一律月1万円に引き上げることを内容とする、「児童手当法の一部を改正する法律」が2007年3月28日に成立した。

本改正による拡充の対象児童数は275万人であり、これら子育て家庭への経済的支援のより一層の強化に資することとなる。